

農業用軽油引取税免税証の申請受付を行います

農業に軽油を使用されている方を対象に、次の日程で「軽油引取税免税証」の申請受付および交付を行います。

申請受付日程		交付日程	
会場	受付日時 (除く 11:30~13:00)	会場	交付日時
朽木支所 (2階 第2会議室)	3月 2日(月) 10:30~14:00	朽木支所 (2階 第2会議室)	3月16日(月) 9:30~11:00
マキノ公民館 (1階 研修室)	3月 3日(火) 9:30~14:00	マキノ公民館 (1階 研修室)	3月17日(火) 9:30~11:00
高島公民館 (1階 小ホール)	3月 4日(水) 9:30~14:00	県高島合同庁舎 (2階 2-A会議室)	3月17日(火) 13:30~15:00
県高島合同庁舎 (2階 2-A会議室)	3月 5日(木) 9:30~14:00	新旭公民館 (2階 視聴覚室)	3月18日(水) 9:30~11:00
安曇川公民館 (2階 視聴覚室)	3月 6日(金) 9:30~14:00	安曇川公民館 (2階 視聴覚室)	3月18日(水) 13:30~15:00
新旭公民館 (2階 視聴覚室)	3月 8日(日) 10:00~14:00	高島公民館 (1階 小ホール)	3月19日(木) 9:30~11:00

3月9日以降は高島納税課（高島市役所内）で申請していただけますが、申請窓口は1か所となり、待ち時間が長くなったり、翌日以降の受付となったりする場合がありますので、上記の会場にお越しください。

申請時期によっては、交付が4月以降になることもあります。

▼ご注意ください

- ①申請受付は、お住まいの地域にかかわらず、どこの会場でも手続きできます。期間中は高島納税課では対応できません。
- ②会場では、当日に整理券を配布し、時間指定等を行いますので、ご了承ください。
書類の事前準備や確認等、申請時間の短縮にご協力をお願いします。
- ③免税証の有効期限が令和8年5月以降の方は、4月以降に高島納税課で手続きをしてください。
- ④各会場では、新規申請および共同申請の受付は行いません。
- ⑤国税、県税または市税の滞納処分を受け、滞納処分の日から2年を経過しない場合は免税証の交付はできません。（法人の場合は、役員に滞納処分を受けた方がいる場合にも交付できません。）

▼申請に必要なもの

- ①免税軽油使用者証
- ②未使用の免税証（使用予定のない場合）→免税証返納書の提出が必要
- ③免税軽油の引取り等に係る報告書（消費状況を記入）
- ④免税軽油を引き取った際の納品書等（③の報告書に添付）
- ⑤今年耕作される田畠の面積を確認できる書類（昨年の水稻共済耕地情報 等）
- ⑥次に該当する場合は、手数料500円が必要
 - ・「免税軽油使用者証」の更新手続きが必要な方
 - ・「免税軽油使用者証書換申請書」の申請手続きが必要な方（機械の追加等がある場合 等）
型式・馬力等の確認書類が必要。添付の写真は、当日説明。

問い合わせ先 滋賀県西部県税事務所 高島納税課 高島市新旭町北畠565（高島市役所内）

電話番号 0740-25-8012